

議案第49号

西海市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西海市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年9月4日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

西海市認可地縁団体印鑑条例（平成17年西海市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者
- （2） 法第260条の9に規定する仮代表者
- （3） 法第260条の10に規定する特別代理人
- （4） 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

第5条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項」を「省令第18条の3第1項」に改める。

第9条第1項第3号中「法第260条の2第15項において準用する民法第68条（同条第1項第2号を除く。）」を「法第260条の20」に改める。

第12条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改め、「選任代理人により」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

新旧対照表

西海市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市認可地縁団体印鑑条例 平成17年4月1日 西海市条例第14号 第1条 (略) (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者とする。 (1) <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者</u> (2) <u>法第260条の9に規定する仮代表者</u> (3) <u>法第260条の10に規定する特別代理人</u> (4) <u>法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</u> 第3条及び第4条 (略) (登録申請の確認等)	西海市認可地縁団体印鑑条例 平成17年4月1日 西海市条例第14号 第1条 (略) (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者とする。 (1) <u>民法（明治29年法律第89号）第46条第3項に規定する職務代行者</u> (2) <u>仮代表者（法第260条の2第15項の規定により読み替えて準用される民法第56条に規定する仮理事をいう。）</u> (3) <u>法第260条の2第15項において準用する民法第57条に規定する特別代理人</u> (4) <u>法第260条の2第15項において準用する民法第74条又は第75条に規定する清算人</u> 第3条及び第4条 (略) (登録申請の確認等)

新	旧
第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が本人であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 第6条～第8条 （略） （登録の抹消） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1) 及び(2) （略） (3) <u>法第260条の20</u>の規定により認可地縁団体が解散したとき。 (4) 及び(5) （略） 2 （略） 第10条及び第11条 （略） （代理人による申請） 第12条 認可地縁団体の代表者等は、<u>省令第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人（以下「選任代理人」という。）により、第4条第1項、第7条及び第11条第1項の申請等について、委任の旨を証する書	第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が本人であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 第6条～第8条 （略） （登録の抹消） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1) 及び(2) （略） (3) <u>法第260条の2第15項において準用する民法第68条（同条第1項第2号を除く。）</u>の規定により認可地縁団体が解散したとき。 (4) 及び(5) （略） 2 （略） 第10条及び第11条 （略） （代理人による申請） 第12条 認可地縁団体の代表者等は、<u>省令第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人（以下「選任代理人」という。）により、第4条第1項、第7条及び第11条第1項の申請等について、委任の旨を証する書面を添えて

新	旧
面を添えて当該申請等を行うことができる。この場合において、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあり、及び第5条中「当該申請をした者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の選任代理人」と、第4条第2項中「認可地縁団体の代表者又は第2条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）」とあり、並びに第7条第2項及び第11条第1項中「代表者等」とあるのは「代表者の選任代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第11条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の選任代理人」と読み替えるものとする。 第13条～第16条 （略）	<u>選任代理人により</u>当該申請等を行うことができる。この場合において、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあり、及び第5条中「当該申請をした者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の選任代理人」と、第4条第2項中「認可地縁団体の代表者又は第2条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）」とあり、並びに第7条第2項及び第11条第1項中「代表者等」とあるのは「代表者の選任代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第11条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の選任代理人」と読み替えるものとする。 第13条～第16条 （略）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。